

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

税務署受付印

※ 整理番号

平成 年 月 日  税務署長殿  新たに法人課税信託 の受託者となったので 届け出ます。	(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)		
	(フリガナ) 法人課税信託の名称		
	本店若しくは主たる 事務所の所在地又は 住所若しくは居所	〒	電話( ) -
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	電話( ) -
主宰受託者 以外の受託者	名称又は氏名(フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	主宰受託者との関係
設立年月日	平成 年 月 日	信託期間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 月 日 (至) 月 日
事業の 目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 所在地
法人課税信託の 受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他( )		
受託者となった形態 が1～3である場合 の設立前の信託の状 況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等	
併合等期日	平成 年 月 日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無	
関与 税理士	氏名		
	事務所所在地	電話( ) -	
受託法人が 連結子法人 である場合	連結親 法人名		
	連結親 法人の 納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人
		年 月 日	年 月 日
税理士署名押印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			入力
			名簿
			通信日付印
		年 月 日	確認 印

(規格 A 4)

## 法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

- 1 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）
- 2 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

### 記

#### 1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 信託行為の写し
- ② 受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏名	住所	口数	金額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

- ③ 設立の時における貸借対照表
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（限定責任信託の定めのある場合）
- ⑤ 信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等
- ⑥ 新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

#### 2 各欄の記載方法

- (1) 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- (2) 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。  
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- (4) 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。
- (5) 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。
- (6) 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。
- (7) 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。  
(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。
- (8) 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。
- (9) 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (10) 「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- (11) 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。
- (12) 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格併合）又は同第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- (13) 『給与支払事務等開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (16) 「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。  
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類を別途提出する必要があります。
- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「※」欄は、記入しないでください。